

大分県報

令和六年
第四九三号
三月十九日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による施術者の廃止……………二
- 土地改良法等による換地処分……………二
- 指定予定保安林（二件）……………二
- 道路の供用開始（二件）……………三
- 重量指定道路の指定……………三
- 高さ指定道路の指定……………三
- 大分都市計画道路の変更……………四
- 公 告……………四
- 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四
- 競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………四
- 一般競争入札の実施（二件）……………七

○告示

大分県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

藤 樹一郎

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

庄園内科クリニック

医療法人優泉会

別府市大字鶴見四五一四番地の二六

令六・二・一

宇佐病院

医療法人起愛会

宇佐市大字南宇佐一六五五番地

令六・三・二

宇佐高田医師会
病院無医地区巡回診療所

一般社団法人宇佐市医師会

宇佐市大字南宇佐六三五番地

令六・三・一

ワタナベ薬局上
人店

株式会社ワタナベ

別府市北石垣深町八五〇―三

令六・二・一

あさひ薬局有限
会社

あさひ薬局有限会社

中津市中央町一丁目一七〇番地の三

令六・二・一

そうごう薬局日
田豆田町店

総合メディカル株式会社

日田市豆田町五番二四号

令六・二・一

有限会社たかは
し薬局

有限会社たかはし薬局

国東市武蔵町古市一一二―三

令六・二・一

タマヤ薬局

有限会社タマヤ

玖珠郡九重町大字右田七二五番地の六

令六・二・一

大分県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

変更前

所在地

変更後

変更年月日

大分県厚生連鶴
見病院

別府市大字鶴見四三三三番地

別府市緑丘町一二番一号

令六・一・六

しん整形外科リ

別府市東荘園二丁目一三番令

別府市東荘園二丁目一三番令

令六・一・六

令和六年三月十九日

大分県報（告示）

一

ハビリテーション&スポーツクリニック	別府市東荘園二丁目一組	一四号	令 六・一・六
--------------------	-------------	-----	---------

石川胃腸科医院	別府市東荘園五丁目一組	号	令 六・一・六
---------	-------------	---	---------

たにぐち糖尿病内科クリニック	別府市東荘園一丁目六番二 リバーサイドハイツ荘園一 F	号 園一F	令 六・一・六
----------------	-----------------------------------	----------	---------

にっこり調剤薬局	別府市大字南石垣一五一八 番地六四〇	別府市東荘園二丁目一三番 二九号	令 六・一・六
----------	-----------------------	---------------------	---------

大分県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
横井医院	医療法人横井医院	中津市本耶馬溪町落合一〇一一	令 六・二・二九

大分県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日

菅 治三男 菅整骨院	佐伯市大字海崎三四二九一一	令 五・一二・二八
------------	---------------	-----------

大分県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区有徳原一工区の換地処分をした。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
国東市安岐町両子字二郎丸ノ上三六九番、三七〇番、三七三番、三七四番、四二六番から四二九番まで
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字二郎丸ノ上三六九番・三七〇番・三七三番・三七四番・四二六番から四二九番まで（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市上津江町川原字上広瀬四八一六番一、四八三五番一、字道ノ上四九三二番五、四九三三番六、四九三六番四、四九三八番一、四九四〇番一、四九五〇番一、四九五一番一、字平ノ坂五〇〇二番一、五〇〇二番二、五〇〇五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一般国道四四二号

大分市大字市字油ヶ迫六四六番三から
大分市大字市字池田一〇五六番まで

令六・三・一九

大分県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道四四二号

大分市大字今市字日向七〇六番三から
大分市大字今市字岡山七三八番三まで

令六・三・一九

大分県告示第百六十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

指定する期日

一般国道二二二号

中津市三光田口字西荒田七三二番二から
中津市本耶馬溪町跡田字古戸二四一番三まで

令六・三・二四

大分県告示第百六十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

令和六年三月十九日

大分県報(告示)

<p>一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区 間</p> <p>指定する期日</p>	
<p>一般国道二二二号</p> <p>中津市三光田口字西荒田七三二番二から 中津市本耶馬溪町跡田字古戸二四一番三まで</p> <p>令六・三・二四</p>			
<p>二 通行方法</p> <p>一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。</p> <p>① 走行位置の指定</p> <p>トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。</p> <p>② 後方警戒措置</p> <p>後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。</p> <p>③ 道路情報の収集</p> <p>道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第百六十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>一 都市計画の種類 大分都市計画道路</p> <p>二 都市計画の変更に係る事項</p>			
名	起 点	終 点	変更の概要
<p>三 縦覧場所</p> <p>大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課</p> <p>大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課</p> <p>（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>〇 公 告</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>所在の不明な者の氏名</p> <p>揭示場所</p> <p>松浦 栄五郎 佐伯市役所</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和六年二月二十七日付け大分県告示第百号により行った森林法第三十条の規定による通知</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>大分県企業局長 渡 辺 文 雄</p> <p>一 調達をする物品等の種類及び予定数量</p> <p>薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）</p> <p>規格 JIS K一四七五</p> <p>予定購入数量 約千二百トン</p> <p>二 競争入札の参加者資格</p>			

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)
(三) 暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)
(四) 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)
(四) 第九條第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(五) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(六) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)
(七) において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
1 申請の方法
競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七(五〇六)二九六五

3 申請の時期
令和六年三月十九日(火曜日)から同月二十九日(金曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。
2 更新手続
令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
1 申請書の交付場所
三の2に同じ。
2 インターネットによる入手
大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等
1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合
2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和六年三月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類
交通反則通告管理システム賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格
1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者)

者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年三月十九日から同年四月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年3月19日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類、予定数量等
薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）
規格 JIS K1475

予定購入数量 約1,200トン

(2) 納入期限

別途定める日

(3) 納入場所

大分市大字下判田 判田浄水場

大分市大字大津留 大津留浄水場

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間
入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和6年3月29日（金）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。

提出先 大分県企業局総務課契約管財班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階

電話 097-534-1341

入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和6年3月19日（火）から同月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2965

<p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097-534-1341</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県企業局ホームページに令和6年4月3日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県企業局総務課 (2) 提出期限 令和6年4月4日（木）午後1時30分 ただし、郵送の場合は、令和6年4月3日（水）午後5時00分までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所、日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札室 (2) 日 時 令和6年4月4日（木）午後1時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を行う。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に1,200を乗じ、さらに1.10を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に</p>	<p>掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>14 その他 この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride (PAC) (annual unit-price contract) About 1,200ton (2) Time limit for tender 1:30 p.m. 4 April , 2024 (3) Contract office for contract Contract and property management Section General Affairs Division Oita Prefectural Public Enterprises Office 3-1-1 Ohte machi, Oita city 870-8501 TEL 097-534-1341</p> <p>~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和6年3月19日</p>
---	--

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 ク 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年4月30日(火)午後5時までに大分県警察本部交通部交通指導課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 交通反則通告管理システム賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで(60か月) (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)</p> <p>(3) 納入期限 令和6年11月29日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター及び警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p>	<p>(1) 申請の時期 令和6年3月19日から同年4月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ(https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html)より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 5132</p> <p>(2) 日時 令和6年3月19日から同年4月30日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年5月8日(水)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月7日(火)</p>

午後5時45分までに必着すること。

7 競争入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場 所 大分県庁舎新館9階 会議室
- (2) 日 時 令和6年5月8日（水）午前10時
- (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

8 入札保証金に関する事項

免除する。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

12 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所
4の(1)に同じ。
- (2) 交付日時

4の(2)に同じ。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 本事業の実施は、大分県議会令和6年第1回定例会における令和6年度一般会計当初予算の成立を条件とする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
Traffic Infraction Notification management system and others complete set
- (2) Time limit for tender
10:00 a.m. 8 May 2024
- (3) Office
Traffic Enforcement Division, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131